

令和8年度

議会要覧



奄美市議会事務局

鹿児島県 奄美市の概要

I 市 勢

- (1) 奄美市制施行 平成18年3月20日 (名瀬市・住用村・笠利町が合併)

- (2) 人口等 (令和8年2月末日住民基本台帳)
- | | |
|------|-------------------------------|
| 人口 | 39,579人 (男 19,090人、女 20,489人) |
| 名瀬地区 | 33,370人 |
| 住用地区 | 1,038人 |
| 笠利地区 | 5,171人 |
| 世帯数 | 23,200世帯 |

- (3) 面積 308.33km² (令和8年4月1日現在)

- (4) 産業別就業人口 (令和2年国勢調査)

	就 業 人 口			構成比
	総 数	男	女	
第 1 次産業	741 人	571 人	170 人	3.7%
第 2 次産業	2,698 人	2,157 人	541 人	13.6%
第 3 次産業	16,341 人	7,829 人	8,512 人	82.1%
分 類 不 能	117 人	88 人	29 人	0.6%
計	19,897 人	10,645 人	9,252 人	100.00%

- ## (5) 都市宣言

- 交通安全都市 (昭和 38 年 5 月 29 日)
- 健康都市 (昭和 41 年 6 月 18 日)
- 伝統産業振興モデル都市 (昭和 46 年 6 月 16 日)
- 暴力追放都市 (昭和 51 年 10 月 5 日)
- 選挙の浄化宣言都市 (昭和 58 年 3 月 25 日)
- 非核平和都市 (平成 18 年 6 月 23 日)

Ⅱ 議会関係

議長 多田 義一（無所属）（令和7年12月9日選出）
副議長 栄 ヤスエ（公明党）（令和7年12月9日選出）

1 議会構成について

（１）議員定数 条例定数 22人（平成30年7月2日条例改正
令和元年10月27日から適用）
現員数 22人（うち女性2人）
任期 令和5年11月20日～令和9年11月19日
※平成30年7月に定数を24人から22人に改正

（２）会派構成

（R8.5.1現在）

会派名称	人数
日本共産党	1
自民党新政会	5
公明党	4
チャレンジ奄美	3
参政党	1
無所属	8
計	22

（３）年齢別議員数

（R8.4.1現在）

年齢別 議員数	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳
	0	2	1	6
	60～69歳	70～79歳	80歳～	
	9	3	1	

最年少32歳，最年長84歳，平均年齢60.1歳

(4) 正副議長・常任委員の任期

正副議長	慣例により	2年
常任委員	任 期	2年

(5) 議会運営委員会

定 数	10 人以内	(会派の人数按分による)
任 期	2年	

(6) 本 会 議

一般質問は、答弁を含め60分以内。
一問一答方式

(7) 常任委員会

委員会記録は要点筆記による。

総務企画（8人）、文教厚生（7人）、産業建設（7人）

(8) 予算・決算等審査特別委員会

一般会計は4日間、特別会計は2日間。

(9) 請願・陳情

請願・陳情は議会招集告示日の午後5時までに受理したものを、その定例会で審議する。(ただし、議長が緊急を要すると認める場合は、議会運営委員会に諮り、取り扱いを決定する。)

陳情等で次の各号のすべてに該当するものについては、請願書の例により処理するものとする。

ア 本市に住所を有するものから提出されたものであること。

イ 陳情等の趣旨が、本市又は本市議会の権限に属する事項であること。

ウ 陳情等の趣旨が、公益的性格を有するものであること。

※陳情等のうち、上記により処理するもの以外は、議員全員に写しの配布にとどめる。また、上記のほか、必要と認められる事項に関しては、議会運営委員会に諮り処理するものとする。

2 議員報酬等

(1) 報酬及び特別職給料月額 [議員報酬は平成 19 年 11 月 20 日より適用]

議 長	420,000 円	市 長	820,000 円
副 議 長	349,000 円	副 市 長	640,000 円
常 任 委 員 長	331,000 円	教 育 長	600,000 円
議 員	321,000 円		

(2) 議員期末手当 (報酬月額×1.15×1.750×年 2 回)

(3) 費用弁償

本会議、委員会の出席費用弁償を廃止

(平成 24 年 3 月 26 日 奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正：平成 24 年 4 月 1 日から施行)

(4) 政務活動費

1 人当たり 月額 22,500 円

【平成 19 年 12 月分から適用：平成 19 年 11 月分までは月額 2 万 5 千円】

支給対象 会派又は議員

(5) 旅費

行政視察旅費 (所管事務調査費) は、議員 1 人当たり年額 200,000 円以内。

【平成 26 年度から適用：平成 25 年度までは 15 万円以内】

3 議会事務局について

(1) 事務局機構

局 長	—	次 長	{ 庶務係 (2 人) … 次長が係長を兼務 議事係 (2 人) 調査係 (1 人) … 議事係長が兼務

(2) 議会刊行物

会 議 録 A 4 各 8 0 冊 反訳、編集は委託

議会だより 年 4 回 2 2, 4 0 0 部発行
規格は A 4 判、12 ページ、カラー刷り